

難病医療ネットワーク支援協議会及び神経難病部会 傍聴に際しての注意事項

(傍聴等)

- ・傍聴に際しては、許可を得て会議を傍聴してください。
- ・傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書に所要事項を記入してください。
- ・傍聴の受け付けは先着順で行い、定員になり次第受け付けを終了します。
- ・傍聴人は事務局職員の指示に従い、会議室に入室してください。
- ・会議を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受け、これを着用してください。

(傍聴できない者)

- ・次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入室することができません。
 - (1) 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（許可を得た者を除く。）
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- ・必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局職員が上記の物品を携帯しているか否かを質問させていただくことがあります。
- ・質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができます。
- ・児童及び乳幼児は会議を傍聴することができない。ただし、同伴者が許可を得た場合はこの限りではありません。

(傍聴人が守るべき事項)

- ・傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守ってください。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 会議室において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に許可を得ている場合はこの限りでない。
 - (5) 会議室において、携帯電話、無線機等を使用しないこと。
 - (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (7) その他、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議の秩序の維持)

- ・傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、事務局職員の指示に従ってください。
- ・傍聴人が指示に従わないときは、退室を命じることができます。

(傍聴人の退室)

- ・傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退室してください。
 - (1) 会議が非公開と決せられたとき
 - (2) 指示に従わないため退室を命じられたとき
- ・退室を命じられた者は、当日再び傍聴することはできません。